

○奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の運用について
(平成5年3月8日例規第6号)

[沿革] 平成5年8月例規第39号、6年11月第43号、7年2月第6号、8年3月第9号、9年3月第11号、10年3月第9号、11年2月第4号、13年3月第12号、14年2月第6号、15年2月第6号、16年3月第17号、17年3月第4号、20年3月第15号、21年3月第3号、22年3月第11号、23年2月第9号、24年3月第6号、26年2月第5号、3月第10号、28年2月第3号、29年3月第5号改正

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号。以下「組織規則」という。）及び奈良県警察の組織に関する訓令（平成4年2月奈良県警察本部訓令第6号。以下「組織訓令」という。）に規定する組織、職及び分掌事務等の運用解釈上留意すべき事項について下記のとおり定め、平成5年3月12日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 組織関係

1 首席監察官

首席監察官は、監察官を指揮監督し、警察本部長（以下「本部長」という。）又は警務部長の命を受けて、監察に関する事務その他特に命じられた事務を統括処理するものである。

2 参事官

- (1) 参事官は、本部長が命ずる固有の事務（所属本来の所掌事務をいう。以下同じ。）及び本部長又は所属部長が命ずる特定の重要事項を処理するものである。
- (2) 参事官は、所属する部の名称を冠して、例えば「警務部参事官」、「刑事部参事官」等と呼称する。
- (3) (2)の規定にかかわらず、次表の右欄に掲げる事務を統括処理する参事官の呼称は、左欄に掲げるとおりとする。

特命参事官	警務部の所掌事務のうち、本部長が命ずる特定の重要事項に関するもの
サイバーセキュリティ対策 統括参事官	1 警務課の所掌事務のうち、サイバーセキュリティ対策に関するもの 2 各部の所掌事務のうち、別に定めるサイバーセキュリティ対策に関するもの

組織犯罪対策統括参事官	1 組織犯罪対策課の所掌事務 2 各部の所掌事務のうち、別に定める組織犯罪対策に関するもの
警衛警護・危機管理対策参事官	1 警備第二課の所掌事務 2 各部の所掌事務のうち、別に定める危機管理対策に関するもの

3 調査官及び参事

(1) 調査官及び参事は、所属部長の命を受けて、分課にとらわれず弾力的な運用を図り、部の企画・調整機能を強化するために置く単独の機関であり、所属部長のスタッフとして、所属する部の事務に係る調査、指導及び企画等に従事するが、具体的事務については、当該事務を所掌する本部の課及び部の附置機関（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）の調整を受けて処理するものである。

(2) 調査官は、所属する部の名称を冠して、例えば「生活安全部調査官」、「警備部調査官」等と呼称する。ただし、警察庁等との関係などから特定の名称を必要とするときは、本部長の承認を受けて別の名称を付し、呼称することができる。

なお、次の表の左欄に掲げる調査官は、右欄に掲げる名称と呼称する。

調査官	呼称
交通部調査官	交通管理調査官

(3) 参事は、所属する部の名称を冠して、例えば「警務部参事」、「生活安全部参事」等と呼称する。

4 監察官

(1) 監察官は、首席監察官の命を受け、監察に関する事務を処理する独立した機関である。

(2) 監察課長は、課長と監察官との二面的性格を持ち、課の所掌事務を処理するとともに、監察官として、首席監察官から特に命ぜられた監察の事務を処理するものである。

5 聴聞官

(1) 聴聞官は、所属部長の命を受け、部の所管に係る不利益処分に伴う事前の意見陳述のための手続（以下「聴聞等」という。）を主宰する独立した機関である。

聴聞官は、所属する部の名称を冠して、例えば「交通部聴聞官」等と呼称する。

(2) 聴聞官は、聴聞等の主宰者を指名する規程（平成6年10月奈良県公安委員会規程第3号。以下「指名規程」という。）第3条の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第3条第2項及び奈良県警

察聴聞等手続規則（平成8年6月奈良県公安委員会規則第7号）第3条第2項に規定する聴聞の主宰及び公安委員会の委員が行う聴聞の陪席、補佐等の事務を行うものである。

(3) 交通部聴聞官は、(2)に掲げる事務のほか、指名規程第5条の規定に基づき、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）に規定する意見の聴取を主宰するものである。

(4) 聴聞官が主宰する聴聞等に係る諸事務は、聴聞等の事案に係る事務を所掌する課で行うこととなり、聴聞官は、当該課長と緊密な連携を保持しなければならない。

6 副署長、次長、刑事官、地域官、交通官及び会計官

(1) 副署長は、都市化現象の著しい地域を管轄する警察署の組織規模の拡大に伴い、警察署長（以下「署長」という。）の事務負担の増大に対応するため、署長補佐体制を強化するために置くものである。

副署長は、署長の補佐に任ずることについては次長と同様であるが、副署長の設置趣旨から、署長の行う事務を次長に比し大幅に委譲し、署長の管理機能が強化されるように配意されなければならない。

(2) 副署長及び次長は、署長の職務執行を補佐する立場から、署長の命を受け、警察署（以下「署」という。）内全般の事務を統一的に調整処理し、その監督権は、署の所掌事務全般にわたるものである。

しかし、通常各部門ごとの業務は、それぞれ署の課長又は係長を中心として執行されるので、副署長及び次長は、これらの縦割り組織の長である課長又は係長の分掌事務について、全署的な調整をすることが重要な職務である。

したがって、課長又は係長は、それぞれの分掌事務について計画の段階で副署長又は次長の調整を受け、実施結果について報告の義務を負う。

この場合、外見的には、署長と副署長（(3)の刑事官、地域官、交通官及び会計官を含む。）又は次長との間に重複、競合が考えられるが、これは事務専決制度又は事案により振り分けが考えられるべきである。

なお、課に属しない係を置く署の次長は、係長の行う業務について掌握し、実質的な指揮監督を行わなければならない。

(3) 刑事官、地域官、交通官及び会計官は、それぞれ対応する本部の各課の所掌事務のうち、署で処理しなければならない事務を適正かつ効率的に運用するため置くものであり、当該事務の処理については、副署長に並列して直接署長を補佐するものであるが、事務を統一的に調整処理する等署全般の総括的運営上必要があるものについては、副署長の指揮監督を受けるものである。

(4) 地域官と交通官を兼務させる場合は、「地域交通官」と呼称する。

7 主幹、管理官

(1) 主幹及び次席以外の管理官は、所属の所掌事務のうち、特定の事務について、所属長の命ずるところにより、調査、指導、企画等に関する事務を処理する。

(2) 主幹及び管理官は、所属名を冠して、例えば、「会計課主幹」、「生活安全企画課管理官」、「捜査第一課管理官」等と呼称する。この場合において、主幹及び次席以外の管理官は、例えば、「会計課主幹（予算担当）」、「捜査第一課管理官（検視担当）」等と担当職務名を付するものとする。

8 指導官

(1) 指導官は、特定の業務に専門的に従事させ、事務管理の適正化と効率化を図るとともに、広くその成果を警察活動の上に反映させることを目的として本部の課に置く単 独の機関である。

(2) 指導官は、事務処理に関しては、直接課長を補佐するものであるが、次席の事務である課の総括的運営に係る事務処理については、次席の合議を受けなければならない。

9 次席、副隊長、副所長、副校長

(1) 本部各課の次席は、第一次的には、課の総括的運営について課長を補佐し、第二次的には、組織訓令に規定する固有の事務を処理するものである。

(2) 副隊長及び副所長は、部の附置機関の性格にかんがみ、隊長又は所長を助ける立場から、部下職員を指揮監督して隊又は所の事務全般を処理するものである。

(3) 副校長は、警察学校の運営について学校長を助ける立場から、警察学校の総括的運営について学校長を補佐するとともに、必要な校務について学校長と分担処理する機能を持つものである。

10 課長補佐、署の課長

課長補佐（分駐隊長、校長補佐、隊長補佐並びに本部の課の附置機関に置く室長補佐及び所長補佐を含む。以下同じ。）は、所属長の職務執行について所属長を補佐することを任務とするスタッフ的性格と、所属長の命を受け、係長以下の職員を指揮監督して所属の所掌事務のうち、組織訓令に規定する担当事務を処理する性格を持つものであり、通信指令官及び署の課長についても同様である。

また、科学捜査研究所に置く主任研究員は、課長補佐と同列の地位に立つものである。

なお、本部の所属及び署の所掌事務を分掌する単位組織は「係」とし、本部の課については、課長補佐が一の係又は複数の係及びその分掌事務を総括するのは「担当」と区

別して用いることとする。

11 副主幹

- (1) 副主幹は、所属の特定の事務について、所属長の命ずるところにより処理するものであるが、係長の配置のない係の事務を処理させる場合には、分掌命令により係長の職を兼務させるものとする。
- (2) 副主幹は、所属名を冠して、例えば「厚生課副主幹」、「交通指導課副主幹」等と呼称する。この場合において、係長の職を兼務させないときは、例えば、「情報管理課副主幹（システム開発担当）」、「鑑識課副主幹（鑑識情報担当）」等と分掌命令により特定の事務の内容を付すものとする。

12 係と係長

- (1) 組織訓令に規定する本部各所属の係（班、隊及び小隊を含む。）及び署の係の設置は、固定的なものであり、各所属又は署においては、任意にその名称の変更や係の増減を行うことはできない。

係には、通常係長を置き係の業務を執行させるのであるが、定員配置の関係上係長が欠ける場合は、当該係を担当する課長補佐若しくは署の課長（課に属しない係を置く署の次長を含む。以下同じ。）等が主任以下を指揮監督して係長の事務を取り扱う場合又は他の係長に兼務させる場合等が考えられるが、後者の場合は、所属長が分掌命令を発することとなる。

- (2) 一の課長補佐又は署の課長の下に多数の係を置くところに、係長の定員配置の関係から数名の係長が複数の係を兼務する分掌命令を発しているところでは、階級構成の是正措置に伴う警部補の階級にある警察官の増加に伴い、これらの兼務の解消を図ることが可能となるが、階級構成の是正措置は、実質的な増員が伴わないことから、係長の行う管理的業務の量が現行で賄いきれない場合は格別、そうでない場合は単に係の実働員の減少となるに過ぎないため、兼務係長を前記要領で解消する場合は、いたずらに一係としての実働員を分散することなく、その総数等を総合的に検討した上で行うものとする。

13 附置機関

- (1) 附置機関の性格

附置機関は、本部において、執行的要素の強い業務で集团的又は機動的な活動を必要とする業務、あるいは専門的知識技能等によって全警察的な立場で活動する業務を行う組織として設置するものである。

部の附置機関で執行的要素の強い業務を行う所属についての事務に関する全般的な企画、調整等の管理的事務は、それぞれの部内の当該附置機関以外の所属で行うよ

う、地域課は自動車警ら隊の、刑事企画課は機動捜査隊の、交通指導課は交通機動隊の、並びに警備第二課は機動隊の運用に関する事務を所掌することとされている。

これは、当該附置機関から企画、調整等の事務を軽減することによって、これらの機関が、機動力、特殊技術等の機能を最高度に発揮し、所掌事務の遂行に専念できるように措置されたものである。

(2) 機動隊の運用

機動隊に対する出動要請は、警備第二課長を経て本部長に行うこととなる。

しかし、実際面の手続きとしては、治安警備、災害警備、警衛及び警護については警備第二課長を、集団警ら及び各種一斉取締りについては機動隊長を経由して行うこととするので、出動要請を受けた警備第二課長及び機動隊長は相互に緊密な連絡調整を図り、また、関係部課長とも連絡を取って、機動隊の出動が円滑に行われるよう配慮しなければならない。

また、警備実施のうち、雑踏警備については、地域課が主管するが、初詣、お水取りなど機動隊等の部隊をもって対処する必要のある行事については、地域課長は部隊運用の主管課である警備第二課長との連携を十分に図り、警備活動に支障がないように配慮しなければならない。

(3) 自動車警ら隊の運用

地域課は自動車警ら隊の運用に関する事務を所掌するが、「管区機動隊の編成等に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第3号）」に基づき別に定めるところにより自動車警ら隊員のうちから編成する奈良県警察管区機動隊に係る運用は、警備第二課において行うので、管区機動隊としての運用については、地域課による運用は排除されるものである。

したがって、自動車警ら隊長は、警備第二課長と緊密な連絡調整を図り、管区機動隊の活動が円滑に行われるよう配慮しなければならない。

(4) 本部の課の附置機関

本部の課の附置機関と当該附置機関が属する課の関係は、部の附置機関と当該附置機関の運用課の関係と異なり、課長は、課の附置機関の事務に関し、所掌事務の一部として附置機関の長以下の職員を指揮監督し、附置機関の事務に関する調整等の管理事務及び庶務的事務は、課において行うという関係にある。

したがって、附置機関の長は、命を受け、附置機関に配置の職員を指揮監督して課の所掌事務のうちの附置機関の事務を統括処理する任務を負うが、附置機関の長以下の附置機関配置の職員は、分掌事務を処理するに当たり課長の指揮監督に服すほか、課の総括的運営について課長を補佐する任務を負う次席の合議又は決裁を経るこ

とが必要 である。

(5) 分駐隊と分駐所

分駐所は、隊の業務を遂行するための拠点となる場所のことをいい、その活動は、あくまで隊長の指揮の下に行うものであるのに対し、分駐隊は、隊の出先機関として、分駐隊の活動区域として割り当てられた区域において、分駐隊長の指揮監督の下、独立して隊としての活動を行うものである。ただし、隊の総括的な運営については、当然に隊長の指揮を受けることとなる。

14 幹部交番

幹部交番は、単に警部等の階級にある警察官を配置する交番という意義でなく、幹部交番自体が所管区（所所在地）を持つと同時に、一定の担当区域が規定されるものである。

第2 分掌事務

1 本部及び部の庶務担当課本部の庶務担当課は、「他の部の所掌に属しないこと。」との所掌事務から警務課であり、各部の庶務担当課は、「部内の他の所掌に属しないこと。」との所掌事務から、警務課（警務部）、生活安全企画課（生活安全部）、刑事企画課（刑事部）、交通企画課（交通部）及び警備第一課（警備部）である。

2 分掌事務等

(1) 本部の次席及び課長補佐の担当事務並びに各係の分掌事務並びに課の附置機関の担当事務並びに当該機関の係の分掌事務については、組織訓令別表第1の(1)のとおりであり、署の課（課に属しない係を含む。以下同じ。）の分掌事務については、組織訓令別表第4のとおりである。

したがって、本部の係及び署の課を異にする分掌事務の振り替え並びに本部の係の分掌事務の増減を任意に行うことはできない。ただし、本部の係又は署の課の分掌事務の範囲内において事務の分担区分を定めることを否定するものではない。

(2) 署の課の分掌事務基準に基づく署の事務分掌規定については、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第69条第1項の規定に基づき定める同規程の施行に必要な細則（いわゆる処務細則をいう。）に規定することにより、署員に示達すること。

(3) 分掌事務が競合等する場合

犯罪捜査その他の事務について、本部各部若しくは部内各所属間において事務が競合する場合又は所管する部若しくは所属が不明確な場合等においては、所属長の間で協議し、意見の調整をみない場合は、関係部長が協議して処理するものとする。

(4) 個々の所掌事務

ア 地域課と警備第二課

地域課の「水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。」と、警備第二課の「警備実施に関すること。」との調整は、おおむね次によるものとする。

(ア) その態様が、自然災害（台風、大雨等によるものをいう。以下同じ。）によらない水難又は山岳遭難事故等の人命救助活動等である場合は、地域課の所掌事務とする。

(イ) その態様が、自然災害に伴う活動（いわゆる災害警備活動）である場合は、警備第二課の所掌事務とする。

イ 交通規制課と会計課

交通規制課の「交通安全施設の整備に関すること。」と会計課の交通安全施設に係る会計事務とは、密接に関連することから、相互に緊密な連携を保持し、円滑な業務運営について配慮するものとする。

ウ 第二庁舎統括官

第二庁舎統括官は、第二庁舎の維持管理、庁舎内各所属の庶務、庁舎内各所属との連絡調整、第二庁舎の当直勤務等に関する事務を処理するものとする。

第3 関係通達の廃止

次の例規通達は、廃止する。

- 1 奈良県警察組織規則の制定および奈良県警察の組織に関する訓令の全部改正について（昭和43年6月奈本例規第19号）
- 2 奈良県警察組織規則および奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和46年3月例規第10号）
- 3 奈良県警察組織規則の一部改正について（昭和47年3月例規第13号）
- 4 奈良県警察組織規則および奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和48年3月例規第5号）
- 5 奈良県警察組織規則および奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和48年8月例規第34号）
- 6 奈良県警察組織規則および奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和49年3月例規第10号）
- 7 奈良県警察組織規則の一部改正について（昭和51年8月例規第27号）
- 8 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和52年3月例規第6号）
- 9 奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和53年3月例規第5号）

- 10 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和54年3月例規第6号）
- 11 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和55年3月例規第5号）
- 12 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和56年3月例規第5号）
- 13 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和56年5月例規第6号）
- 14 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和57年2月例規第6号）
- 15 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和57年8月例規第22号）
- 16 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和58年2月例規第5号）
- 17 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和58年3月例規第7号）
- 18 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和58年8月例規第21号）
- 19 奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和58年9月例規第28号）
- 20 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和58年11月例規第31号）
- 21 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和59年3月例規第7号）
- 22 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和59年10月例規第18号）
- 23 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和59年11月例規第20号）
- 24 奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和60年2月例規第2号）
- 25 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和60年10月例規第25号）
- 26 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和61年3月例規第11号）
- 27 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和62

年 2 月例規第 5 号)

- 28 奈良県警察組織規則の一部改正について（昭和62年 8 月例規第31号）
- 29 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和63年 1 月例規第 4 号）
- 30 奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（昭和63年11月例規第38号）
- 31 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成元年 3 月例規第 7 号）
- 32 奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成元年 5 月例規第27号）
- 33 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成元年 9 月例規第45号）
- 34 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成元年10月例規第53号）
- 35 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成元年12月例規第58号）
- 36 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成 2 年 3 月例規第10号）
- 37 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成 2 年 9 月例規第37号）
- 38 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成 3 年 1 月例規第 3 号）
- 39 奈良県警察組織規則及び奈良県警察の組織に関する訓令の一部改正について（平成 3 年 2 月例規第 8 号）
- 40 奈良県警察組織規則の一部改正について（平成 3 年10月例規第38号）
- 41 奈良県警察組織規則の一部改正について（平成 3 年10月例規第44号）